

○印西市自主防災組織助成要綱

平成6年4月1日告示第42号

改正

平成8年3月29日告示第22号

平成9年3月28日告示第21号

平成22年3月23日告示第97号

令和3年3月19日告示第31号

令和6年3月29日告示第49号

印西市自主防災組織助成要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自主防災組織防災用資機材助成（第3条—第9条）

第3章 自主防災組織活動助成（第10条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、自主防災組織に対し、防災用資機材を助成するとともに活動助成金を支給することにより、地域防災力の向上、地域住民の地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主的な地域の防災活動を行うために町内会等を単位として組織した団体であって、市長に自主防災組織結成届（別記第1号様式）を次に掲げる書類を添えて提出し、市長が認めたものをいう。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 年間事業実施計画書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第2章 自主防災組織防災用資機材助成

(防災用資機材助成)

第3条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自主防災組織に対し、予算で定める範囲内において、発電機、投光器、消火器、担架、救急薬品、ヘルメット、ロープ、誘導旗、腕章等の防災用資機材を助成するものとする。

(1) 本項の規定により防災用資機材の助成を受けていないとき。

(2) 前号の規定に該当することを理由として本項の規定により防災用資機材の助成を受けた日から25年以上経過したとき。

(3) 前号の規定に該当する事を理由として本項の規定により防災用資機材の助成を受けた自主防災組織であって、当該自主防災組織が前号又は本号の規定に該当する事を理由として本項の規定により防災用資機材の助成を受けた日から25年以上経過したとき。

2 前項の規定による防災用資機材の助成方法は、現物で支給するものとする。

(防災用資機材助成の申請)

第4条 前条の規定により防災用資機材助成を受けようとする自主防災組織(以下「防災用資機材助成申請団体」という。)は、自主防災組織防災用資機材助成申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(防災用資機材助成の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、自主防災組織防災用資機材助成決定通知書(別記第3号様式)により防災用資機材助成申請団体に通知するものとする。

(報告書の提出)

第6条 防災用資機材助成申請団体は、前条の規定により防災用資機材助成の決定の通知を受けたときは、速やかに自主防災組織資機材受領書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 防災用資機材助成を受けた自主防災組織は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに自主防災組織変更届出書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 自主防災組織の名称の変更

(2) 自主防災組織の代表者氏名及び住所並びに事務所所在地の変更

(3) 譲与した物品の紛失又は損傷

(助成資機材の返還)

第 8 条 市長は、防災用資機材助成を受けた自主防災組織が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成された防災用資機材の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 助成された防災用資機材を助成の目的に反して使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

(譲渡の禁止)

第 9 条 助成された防災用資機材は、他に譲渡してはならない。

第 3 章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

第 1 0 条 市長は、自主防災組織が行う防火防災訓練等の事業（以下「助成事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において印西市補助金等交付規則（昭和 5 3 年規則第 6 号。以下「補助金交付規則」という。）及びこの章の規定により当該自主防災組織に対し、助成金を交付するものとする。

(助成額)

第 1 1 条 助成金の額は、次に掲げる合算額を限度とし、一組織に対し年 1 回助成するものとする。

(1) 基礎額 1 万円

(2) 参加割額 助成事業参加人数に 1 0 0 円を乗じた額。ただし、自主防災組織加入世帯数に 1 0 0 円を乗じた額を上限とする。

(交付の申請)

第 1 2 条 第 1 0 条の規定により助成金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「活動助成申請団体」という。）は、自主防災組織活動助成金交付申請書（別記第 6 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 4 月 1 日現在の加入世帯名簿

(3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定通知)

第 1 3 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（別記第 7 号様式）により活動助成申請団体に通知するものとする。

(助成事業内容の変更等)

第 1 4 条 前条の規定による交付の決定通知を受けた自主防災組織（以下「被助成団体」という。）は、助成事業の内容を変更又は中止したときは、速やかに自主防災組織活動助成変更届出書（別記第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 1 5 条 被助成団体は、助成事業が完了したときは、事業の完了の日から 1 月以内又は交付決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、自主防災組織活動助成実績報告書（別記第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 参加者数が確認できる書類

(2) 写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

(額の確定通知)

第 1 6 条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容の審査を行い交付すべき助成金の額を確定し、自主防災組織活動助成金確定通知書（別記第 1 0 号様式）により被助成団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第 1 7 条 被助成団体は、助成金の交付の請求をしようとするときは、自主防災組織活動助成金交付請求書（別記第 1 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第 1 8 条 市長は、前条の請求を受けたときは、被助成団体が指定した金融機関の口座に助成金を振り込むことにより行うものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織活動の助成に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日告示第 22 号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 28 日告示第 21 号)

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 23 日告示第 97 号)

この告示は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 19 日告示第 31 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の印西市自主防災組織助成要綱第 3 条の規定による助成については改正後の印西市自主防災組織助成要綱第 3 条第 1 項に規定する助成とみなす。